

平成21年5月18日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成●●年(○○)第●●号 取立債権請求事件

口頭弁論終結日 平成21年4月28日

判 決

原告 国

被告 Y1株式会社

被告 Y2

被告 Y3

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して8411万4479円及びうち8000万円に対する平成19年6月1日から支払済まで年4%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決の第1項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 原告は、主文同旨の判決を求め、別紙のとおり請求原因事実を主張した。

第2 被告らは、請求棄却の判決を求め、請求原因に対し、請求原因1の事実は知らない、同2(1)のうち、元本の弁済期部分是否認し、その余は認める、同2(2)アは認める、イのうち別紙6頁3行目から7行目までを認める、その余は争う、同3(1)、(2)は認める、(3)は争う旨答弁し、被告Y1株式会社(以下、「被告会社」という。)は、滞納会社との間で、平成17年10月、本件貸金債権の弁済方法につき、毎月50万円の分割払に変更する合意をしたとして乙第1号証を援用し、なお、同分割払の開始時期については未定

であると主張した。

第3 本件請求原因事実中、同2（1）のうち、元本の弁済期部分を除く部分、同2（2）ア、同2（2）イのうち別紙6頁3行目から7行目までの部分、同3（1）、（2）の各事実当事者間に争いがない。その余の請求原因事実は、甲号各証によって認められる。

被告らは、被告会社が、滞納会社との間で、平成17年10月、本件貸金債権の弁済方法につき、毎月50万円の分割払に変更する合意をしたと主張し、乙第1号証を援用するが、乙第1号証は、「金銭消費貸借契約書に関わる変更の願書」と題する書面であり、被告会社の滞納会社に対する借入債務の弁済方法について、「一方的なお願い事で恐縮ですが、…」として、本件契約（甲第3号証）第2条による元本返済方法と第4条（1）の期限の利益喪失条項の変更を希望して申し入れた書面であるにすぎず、被告会社の記名押印があるが、滞納会社欄には、住所、社名の記名があるものの、代表取締役欄が空欄のままであり、押印もなく、日付欄も空欄のままとなっているものである。そして、甲第5号証によると、滞納会社代表取締役であったAは、原告担当者の質問に対し、乙第1号証記載の要望が被告会社から出されたが、承諾せず、署名押印をしなかった旨答えていることが認められるところであり、被告ら主張の弁済期変更の合意の成立は、これを認めるに足りる証拠がない。

第4 よって、原告の請求は理由があるから、これを認容する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判官

松本光一郎